

大阪市条例第91号

大阪市立介護老人保健施設条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設として、大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑（以下「施設」という。）を大阪市住之江区東加賀屋1丁目に設置する。

(目的)

第2条 施設は、要介護者等（法第7条第5項に規定する要介護者等をいう。以下同じ。）に対し日常生活の自立を支援すること等により、要介護者等の生活の向上及び福祉の増進を図り、もって本市の福祉施策の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- (2) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）
- (3) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）
- (4) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）
- (6) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護に係る入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）の使用 無休
- (2) 入所者以外の者の使用 次に掲げる日（第16条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が開館日としてあらかじめ市長の承認を得た日を除く。）
 - ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他

やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、第1項第2号又は前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 入所者の使用 午前0時から午後12時まで
- (2) 入所者以外の者の使用 午前9時から午後5時15分まで

2 前条第2項及び第3項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「第1項第2号又は前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用資格)

第6条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- (2) 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- (3) 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者
- (4) 介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (5) 介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者
- (6) 通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第5号の介護扶助に係る者

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 施設の入所定員に達したとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

- (3) 管理上支障があるとき
- (4) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第6条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条の許可を受けたとき
- (3) 前条第2号から第4号までに定める事由が発生したとき
- (4) 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わないとき
- (5) この条例に違反し、又は管理上必要な指示に従わないとき

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用料金)

第11条 市長は、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 施設の利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとする場合においても、同様とする。

(1) 通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に係る法第41条第1項の規定による指定居宅サービスの利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 通所リハビリテーションの利用 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

イ 短期入所療養介護の利用 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘

案して市規則で定める額の合計額

(2) 介護保健施設サービスに係る法第48条第1項の規定による指定施設サービス等の利用 同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項の規定による指定介護予防サービスの利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 介護予防通所リハビリテーションの利用 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

イ 介護予防短期入所療養介護の利用 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用の額として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

6 指定管理者は、市規則で定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第12条 診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき5,500円以内で市規則で定める手数料を徴収する。

(手数料の納付の時期)

第13条 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(手数料の減免)

第14条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第15条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(管理の代行)

第16条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第19条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第20条 市長は、第18条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他施設の管理に関すること

(支援給付を受ける者に対するこの条例の規定の適用)

第23条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下これらを「支援給付」という。）を受ける者については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、この条例の規定を適用する。

(施行の細目)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第11条第3項及び第4項並びに第17条から第21条までの規定は、公布の日から施行する。